項 目 1. 住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めること。 2. 土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去		別紙 1 合意	別糾	見解書》 〔12 継続	別紙 3
	すること。	合意	済み	継続	協議
	すること。				
	すること。				
本 3. 処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること。					
針 4. この問題を発生させた県の責任を明確化する。					
1 と 特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等。(但し、これのみという意味ではな	III)				
除な環境基準を超える有害廃棄物等。					
去る す有 ・ 溶出基準を超えた場合には、除去の対象とする。					
べ 害・ 含有基準を超えた場合には、除去の対象とする。 き 廃					ı
対 棄 ・ 土壌ガス基準(定量下限値)を超えた場合には、除去を検討する。					
象物 上記以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を	を検討する。				
30mメッシュを基本に必要に応じて10mメッシュ調査を実施。					
2 メッシュ調査には、これまで未調査の、建築物の区域(構造物の地下)も含める	3.				
調	ける。				
・ ン 沈砂池周辺の調査の実施。					
対 グ これまでの調査結果から有害物がある可能性が高い場所の10mメッシュの調査の	D実施。				
置その他、住民の意見を入れた調査位置の選定。					
3 表層ガス調査は、君津方式を活用する。 ガ					
ス					,
<u>電</u> 精密分析は、ガスクロマトグラフで分析する。					
4 二 A2とB2地点付近に新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等地ターーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	手を確認する。				
「ボ ヮ 観測孔(井戸)とするボーリング孔は、水の汚染分布が把握できるように、多く	(確保する。				,
T グ モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象にして行う。					

2010.8.24

		ND争余に関する圧縮云Cの口息争項守(4/4)		10.0.2		
		6/20連絡会見解書添付				
	項 目		別紙 1	別紙		
			合意	斉み	継続 <u>協議</u>	
調査・対策 (つづき)	5サンプリン	ボーリングコアを2~3グループに分け、各層試料を同じ量で混合を行い、それをグループ分析試料と して分析を行う。				
		グループ分析試料の分析結果から、各層試料が土壌環境基準を超えると推定される場合は、その項目 について各層での試料の分析を行う。				
		推定される場合とは、分析結果が土壌環境基準をグループの各層試料の数で割った値を超えた場 合とする。				
	グ	各層の厚さは3mを基本とする。				
	方法	サンプリングには、臭気、色、性状等の観察を有用な指標とし、特に汚泥、焼却灰の判別にあたって は試料を現地で乾燥処理する等、工夫して行う。				
		これらの観察により有害物の存在が疑われる部位を採取する。				
	6 そ	有害物が確認された場合、おおむね10m×10m×3mの範囲で除去する。			0	
	の他	有害物の存在が確認された場合、さらに周縁を10mメッシュでボーリング調査し、有害物の有無を確 認する。				
	7 分	分析は、水質試験・ガス試験・含有試験・溶出試験等を適時におこなう。				
	析試	分析項目・試料採取等も含む試験方法については、住民と協議し合意を得ること。				
	験	水質分析については、従来通り全量試験とする。				
委 検 員	Ī	事門家は、住民側推薦と県側推薦について同数とする。 				
討会	Ţ	専門家のみで構成するのではなく、住民参画の委員会とする。				
		有害物については、最低でも許可容量を超える分量(不法投棄にあたる)を撤去する。 				
対 策 エ		散去する有害物の範囲は、短時間に溶出する物のみを対象にするのではなく、周囲の自然環境と住民の生 環境に悪影響を及ぼす恐れがあるものとする。				
		元従業員等の不法投棄証言によって有害物の埋設が強く疑われる区域は、掘削して有害物を除去する。				
		也下水汚染をくい止める緊急対策として、深堀穴及び下流部に必要数のバリア井戸等を設置する。				
		すでに有害物の存在が明らかになっている区域については、速やかに掘削除去を行う。				
法		深堀穴の調査と対策を行う。 				
		処分場内の浸透水が水質基準を超えているにもかかわらず、今回のボーリング調査で有害物が発見できな った場合は、さらなる詳細調査を行う。				
そ(の他					